

全国 検数労連

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館5階
Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622
メール rouren@kensu.jp
ホームページ http://www.kensu.jp/
全国検数労働組合連合
書記局



全国港湾 コロナ緊急事態への対応に関する要求を提出 いまやるべきは港運労使が一致して政府に要請すべき！

20日 緊急事態要求提出
「コロナウイルスの感染拡大による港湾労働者の業務の多様化に対応する緊急事態宣言後、各港運事業者は感染症対策を強化・徹底する要求書」を提出しました。
は4月20日に日本港運協会に對して「新型コロナウイルス感染拡大・緊急事態への対応に関する要求書」を提出しました。
いるなか、全国港湾労働組合連合は4月20日に日本港運協会に緊急事態宣言後、各港運事業者による港湾労働者の間でも不安の声が広がっています。

不安を訴える声が多数
全国港湾は4月3日、「新型コロナウイルス感染防止のための緊急申し入れ」を日港協、国交省、厚労省に行いました。
こうした動きの中で、組合はより詳細な意見を集約し、日港協をはじめ関係行政への具体的対策に反映させていくこと必要であると判断し、取り組みをすめています。現在までに9地区港湾37職場から不安等を訴える声が届いています。

職場の声を行政に反映

今後、全国から出されている「マスクや消毒液不足」「密閉解消」「賃金減少」「雇用不安」「特別有給休暇の導入」等の意見をとりまとめ、日港協、国交省、厚労省に要請を直接届けています。同時に関係行政に対して感染防止に向けた取り組みに全力を上げていきます。

新型コロナウイルス感染拡大/「緊急事態」への対応に関する要求（要旨）

1. 日港協として次の対策について、傘下事業者に周知徹底すること。

(1) 港湾労働者の安全対策について

- ① 企業（事業所）内において、手洗い・うがい・検温の励行を推進し、港湾労働者の体調管理を行うため、就労前後に検温チェックを行うこと。
- ② 就労、通・退勤時に不可欠なマスクを確保し、配布すること。
- ③ 朝礼・夕礼・休憩・昼（夕）食の際は、密閉・密着を避ける対策を講じること。
- ④ 送迎バス・寄場・ロッカールームの消毒・換気を徹底すること。
- ⑤ その他、政府対策本部や厚生労働省が提示する安全対策を現場実態に合わせて実施すること。

(2) 港湾作業に当たって、船員・本船側から「マスク着用・体温検査しないと乗船拒否」或いは、本船タリールームなどへの出入り拒否というケースが散見されるので、船舶代理店や元請事業者を通じて、本船サイドと事前に調整して作業を円滑に行えるよう措置すること。

(3) 感染拡大に対する港湾労働者の不安等への対策について

- ① 感染拡大が深刻化する中で、港湾労働者自ら「体調不良や健康を理由に休みたい」と言い出せない雰囲気が醸成されつつある。感染拡大防止の観点から「体調を報告し、気兼ねなく休める」環境を作るよう、業界としての措置を傘下店社に周知・徹底すること。
- ② 発熱・倦怠感など、感染の恐れがある場合は直ちに休業措置とし、通院・検査する体制を作り、検査できる病院の紹介も含めた内部の対策マニュアルを徹底するよう周知すること。
- ③ 病院や万が一「自宅療養」「隔離」「入院」とならざるを得ない場合は、次の措置をとること。

イ. このための休業には、現行の有給休暇や病欠制度などとは別に「特別有給休暇」の制度を設けて、躊躇なく休業できる環境を「整えること」。ロ. その場合の賃金は「過去3ヶ月の残業代を含む賃金総額の平均額」を補償すること。

(4) これらを実施するために、元請事業者は次の措置を講じること

- ① 「通院」「特別休暇」等により、労務提供に不安定さが生じても、関係専業・検査・関連事業者に強行荷役や不安全な作業を強制しないよう、船社に注意喚起を徹底するとともに、元請事業者として、港運の安全第一に資するよう責任を果たすこと。
 - ② 休業補償について「特別有給休暇」「適切な賃金補償」等の措置を行う関係専業・検査・関連事業者に対して補償措置を講ずること。
 - ③ したがって「過去3ヶ月の残業手当を含む賃金総額の平均額」の補償を元請け責任として実施すること。
- (5) 感染不安、濃厚接触を意識してのコミュニケーション不足などによるストレスが強く懸念される。これを打開する意味でも20春闘産別要求や個別賃上げ要求に誠意ある回答を準備し、しかるべき時期に回答すること。

2. 港湾労使として、行政等に要請すべき対策について

- (1) マスク・消毒液など感染予防用品の確保、港運事業への特例的配布を要請すること。
- (2) 厚生労働省に対して、船員の着岸検疫について「無線検疫」ではなく、実効性のある検疫を実施するよう要請すること。
- (3) 国土交通省に対して、本船において港湾労働者が出入りし、通行する場所等の消毒の徹底等により感染防止を図ることを船社に指導するよう要請すること。
- (4) その他、事業見通しの困難さを克服するため、法人税など諸税の減免、社会三保険の事業者負担分の一時的免除、雇用維持のための事業主負担なしの補償措置など必要な措置を要請すること。
- (5) その他、港運労使において協議し合意を得た政府への申し入れ事項について、要請の取り組みを続けること。

以上